

安倍 晋三 内閣総理大臣 殿  
加藤 勝信 厚生労働大臣 殿



2020(令和2)年2月28日

福岡県歯科保険医協会  
会長 大崎 公司(会員 2012名)

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-3

博多駅前第一ビル8F

Tel)092-473-5646/Fax092-473-7182



## 新型コロナウイルス(COVID-19)感染対策および 診療報酬改定に関する緊急要望書

日頃は国民医療の発展にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

貴職におかれましては、国民医療の確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

日本国内でCOVID-19の感染者が増加しています。政府は緊急な対策強化を行っていますが、感染拡大が懸念され、現状では沈静化のめども立たない状況です。

このままの状態が続けば、スタッフや衛生材料・消毒用薬剤等の不足により、休診をせざるを得ない医療機関が生じるのは必至であり、医療提供が不可能となるだけでなく、スタッフの雇用の維持、歯科医療機関の経営にも大きな損失が生じかねません。

いま、歯科医療機関では、標準的な感染対策に不可欠なマスクや消毒用エタノールなどをはじめとする衛生材料や消毒用薬剤等の供給が滞っており、このまま推移すれば診療の継続は不可能となります。歯科治療においては患者さんにマスクを外してもらい、近距離で口腔内をエアーパンで切削するという、従事者の「飛沫感染」のリスクが高い特殊な環境下にあります。

歯科医療機関におけるCOVID-19感染対策について、国が行う明確な対応策を早急に発出すべきです。

診療報酬改定の実施が4月1日に迫っております。この間の改定では医療機関への改定内容の周知が不十分なまま新点数が適用され、実施以降に膨大な疑義解釈や事務連絡によって算定方法の取扱いや修正が示されることが頻発し、医療機関は混乱を極めるのが常態化しております。

それに加えて、今回の改定においては各地方厚生局が実施する集団指導(説明会)の中止など、歯科医療機関への周知が図れない状況であることはご承知の通りです。

また、特に歯科医療機関では、「か強診」「歯援診」の施設基準について、経過措置として2020年4月1日までの再届出が必要となっていますが、施設基準に定めのある研修会の中止・延期等により、届出が不可能な医療機関も生じかねない状況となっております。

COVID-19対策および診療報酬改定につきまして以下の点を緊急要望いたします。

### 一 記 一

- ①医療機関に対しては診療に必要なマスクおよびゴーグル、グローブ、消毒用エタノールを優先的に供給すること。
- ②感染拡大防止のために歯科医療機関を休診にした場合などに対応するスタッフの休業補償、歯科医療機関の経営維持などを行うために必要な緊急財政措置を確保すること。
- ③医療機関に対する風評被害がこれ以上広がらないよう対策を講じること。
- ④厚生労働省が実施する3月5日の診療報酬改定説明会(技官会議)の動画データ・資料等を各医療機関に個別に配布する手配を各地方厚生局に指示されること
- ⑤2020年3月31日に到来する施設基準の経過措置期限の延長をすること。
- ⑥「金パラ」価格の異常な高騰状況に鑑み、歯科用貴金属材料価格改定については、歯科医療機関の長期の多額にわたる逆ザヤを早期に解消する内容で実施すること。

以上